

広島県工業用水道の料金その他の供給条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十三号

広島県工業用水道の料金その他の供給条件に関する条例の一部を改正する条例

例

広島県工業用水道の料金その他の供給条件に関する条例（昭和四十年広島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県工業用水道条例

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この条例は、広島県工業用水道事業において設ける工業用水道（以下「工業用水道」という。）の料金その他の供給条件及び管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第九条中「工業用水道の供給条件」を「この条例の施行」に改め、同条を第二十八条とする。

第八条を削り、第七条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（指定管理者による管理）

第二十六条 工業用水道の管理は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）の定めるところにより、管理者が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 工業用水道施設の運転監視に関すること。
- 二 水質管理に関すること。
- 三 給水の停止及び制限に関すること。
- 四 実使用水量の決定に関すること。
- 五 工業用水道施設の維持及び修繕に関すること。
- 六 その他管理者が別に定める業務を行うこと。

3 第一項の規定により、工業用水道の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第十六条第一項及び第二項中「管理者」とあるのは「指定管理者」と、同条第三項中「県

「とあるのは「県及び指定管理者」と、第十八条第二項及び第十九条中「管理者」とあるのは「指定管理者」とする。

(給水の停止処分)

第二十七条 管理者は、第十六条第一項の規定にかかわらず、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、給水を停止することがある。

一 第三条、第四条又は第十一条の規定に違反したとき。

二 第十四条第一項の規定による給水施設の検査を拒んだとき又は同条第二項若しくは第十七条第三項の規定による管理者の指示に従わないとき。

三 料金を納期限から一月を経過する日までに納付しないとき。

四 料金の徴収を免れようとして、詐偽その他不正の行為をしたとき。

五 その他この条例に違反したとき。

第六条中「第四条」を「第二十二条」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第二十四条とする。

第五条第一項第四号中「第六条」を「次条」に改め、同条を第二十三条とし、第四条を第二十二条とする。

第三条の見出し中「設置」の下に「及び管理」を加え、同条中「前条の規定による承認を受けて工業用水道から工業用水の供給を受ける者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改め、「（配水施設から分岐して設ける給水管、受水そう及びこれらに附属する給水用具をいう。）」を削り、「負担において」の下に「県が設ける配水施設に連結させるように」を加え、同条に次の二項を加える。

2 管理者は、前項に規定する給水施設に量水器を設置し、管理するものとする。

3 使用者は、量水器の設置に要する土地、建物等及び計量に必要な電力等は無償で県に使用させるものとする。

第三条を第九条とし、同条の次に次の十二条を加える。

(給水施設の基準)

第十条 給水施設の位置、配列、構造、材質及び性能は、管理者が定める基準に適合しているものでなければならない。

(工事の承認)

第十一条 使用者は、給水施設について新設、増設、改良、維持、撤去等の工事を施行しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

(工事の監督等)

第十二条 使用者は、前条に掲げる給水施設の工事の施行に当たっては、管理者が指定す

る職員の監督を受け、当該工事が完了したときは、遅滞なく、管理者に届け出なければならない。

(給水施設の維持管理)

第十三条 使用者は、適切に給水施設を管理し、給水施設に異状があると認めるときは、直ちに管理者にその旨を通報するとともに、修繕その他必要な処置を行わなければならない。

(給水施設の検査等)

第十四条 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、職員に給水施設を検査させることがある。

2 前項の検査により給水施設に第十条に規定する基準に適合しない部分があるときは、管理者は、使用者に対して修繕、取替え等必要な処置を指示することがある。

(費用の負担)

第十五条 新たに工業用水の給水の申込みをした者、基本水量の変更の申込みをした者、特定給水の申込みをした者(第三項において「給水等の申込みをした者」という。)及び利用の廃止の届出をした者は、当該給水等の申込み又は廃止により、特に既設の配水施設及び量水器を新設し、増設し、改良し又は撤去する必要があるときは、その必要を生じた限度において、当該配水施設及び量水器の新設、増設、改良又は撤去に要する次に掲げる費用の全部又は一部を負担しなければならない。

一 材料費

二 運搬費

三 労務費

四 請負工事費

五 委託工事費

六 その他の経費

2 前項の費用は、管理者が定める概算額をもつて、納期限までに納付しなければならない。

3 前項の規定による費用の概算額を給水等の申込みをした者が納期限までに納付しないときは、当該給水等の申込みは、なかつたものとみなす。

(給水の原則)

第十六条 管理者は、非常災害、異常濁水又は配水施設の損傷若しくは維持改良工事の施行その他やむを得ない理由による場合を除き、給水を停止し、又は制限しないものとする。

2 管理者は、緊急の事由がある場合を除き、給水を停止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、使用者に通知する。

3 第一項に規定する理由により、給水を停止し、又は制限した場合において、これにより使用者に損害を生じることがあつても、県はその責任を負わない。

(適正使用の原則)

第十七条 使用者は、工業用水道から常時定量の工業用水を受水するよう努めなければならない。

2 使用者は、使用水量を変更する場合は、適当な時間を確保し、使用水量に急激な変化のないようにしなければならない。

3 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、使用者に対して、受水方法の改善その他の必要な処置を指示することができる。

(水質の基準等)

第十八条 工業用水道から供給する工業用水の水温、濁度、水素イオン濃度及び配水管末における最低水圧は、管理者が定める基準によるものとする。

2 使用者は、工業用水の水質等が前項の基準に適合していないと認めるときは、管理者に対し水質等の検査を請求することができる。

(実使用水量の決定)

第十九条 使用者の実使用水量は、量水器の示す計量値により管理者が決定する。ただし、量水器の故障等によりその計量値により難いときは、管理者の認定するところにより実使用水量を決定する。

(基本水量の変更)

第二十条 管理者は、前条の規定により決定される使用者の実使用水量その他使用者の工業用水の受水の状況からみて、基本水量が著しく不相当と認められるときは、当該基本水量を変更することができる。

(量水器の検査請求)

第二十一条 使用者は、量水器に異状があると認めるときは、管理者に対し量水器の検査を請求することができる。

第二条第一項中「しよ」とする「の」の下に「使用」を、「給水の種別」の下に「単位時間当たりの予定最大使用水量、一日当たりの予定使用水量(単位時間当たりの予定最大使用水量に二十四を乗じて得た水量をいう。)」を加え、「公営企業の管理者(以下「管理者」という。)」を「管理者」に改め、「その承認を受け」を削り、同条第三項中「第一項の規定による承認をする際、管理者が定める使用者の一日当たりの使用水量(以下

「基本水量」という。)」を「基本水量」に改め、同条第四項中「一日を午前零時から一時間ごとに分割した各一時間(以下「単位時間」という。)」を「単位時間」に、「概ね」を「おおむね」に改め、同条に次の一項を加える。

6 管理者は、第一項の申込みを受けたときは、給水の種別、時間使用水量及び基本水量を定めて、給水の承認をするものとする。

第二条を第五条とし、同条の次に次の三条を加える。

(基本水量の変更の承認)

第六条 基本水量を変更しようとする使用者は、管理者の承認を受けなければならない。

(特定給水の承認)

第七条 第五条第三項に規定する一般給水及び同条第四項に規定する定量給水の使用者は、管理者の承認を受けて、一定期間に限り基本水量を超えて工業用水の供給を受けることができる。

(利用の廃止)

第八条 使用者は、工業用水道の利用を廃止しようとするときは、廃止予定日の一月前までに、管理者に当該廃止の届出をしなければならない。

2 使用者が前項の届出をしないで工業用水道の利用を廃止した場合又は同項の規定による届出期限後に届出をした場合においては、管理者がその利用を廃止したものと認定した日又は届出を受け付けた日から一月間は、当該使用者は工業用水道を利用したものとみなす。

3 工業用水道の利用を廃止した者(前項の規定により管理者が廃止したものと認定した者を含む。)は、管理者の指示に従い、速やかに、給水施設の撤去等必要な処置を行わなければならない。

第一条の次に次の三条を加える。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 使用者 第五条第六項の規定により公営企業の管理者(以下「管理者」という。)の承認を受けて工業用水道から工業用水の供給を受ける者

二 基本水量 管理者が、第五条第六項の給水の承認をする際に、使用者の単位時間当たりの使用水量のうち最大の使用水量(以下「時間使用水量」という。)に二十四を乗じて定めた、使用者の一日当たりの使用水量

三 特定水量 管理者が、第七条の規定により承認した基本水量を超える使用者の一日

当たりの使用水量

四 単位時間 一日を午前零時から一時間ごとに分割した各一時間

五 給水施設 工業用水の供給を受けるため、使用者が、県が設置した配水施設から分岐して設ける給水管、受水槽及びこれらに附属する給水用具

(用途の制限)

第三条 使用者は、管理者の承認を受けた場合のほか、供給を受けた工業用水を工業及び消防以外の目的に使用し、又は第三者に分与し、若しくは販売してはならない。

(権利又は義務の譲渡の禁止)

第四条 使用者は、管理者の承認を受けた場合のほか、この条例に基づく権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の広島県工業用水道の料金その他の供給条件に関する条例(これに基づく規程を含む。)の規定によりされた申込み、届出、承認その他の行為は、改正後の広島県工業用水道条例(これに基づく規程を含む。)の相当する規定によりされた申込み、届出、承認その他の行為とみなす。